

防地労第1633号

22.2.16

大臣官房長
地方協力局長 殿

事務次官

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構役員選考委員会
設置要綱について（通達）

標記について、別紙のとおり定められたので、実施されたい。

添付書類：別紙

写送付先：各地方防衛局長

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構理事長

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構役員選考委員会設置要綱

(趣旨)

第1 「独立行政法人等の役員人事に関する当面の対応方針について」(平成21年9月29日閣議決定)に基づき、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構(以下「機構」という。)の理事長及び監事の候補者(以下「候補者」という。)の選考を行うに当たり、当該選考の公平性及び透明性を確保するため、外部の有識者からなる独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構役員選考委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(審議事項)

第2 委員会は、次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 候補者の書類選考基準の作成及び当該書類選考の実施に関すること。
- (2) 候補者の面接審査選考基準の作成及び当該面接の実施に関すること。
- (3) 候補者の評価に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、候補者の選考に関し委員会が必要と認める事項。

(構成)

第3 委員会は、委員3名で構成する。

- 2 委員は、外部の有識者のうちから、防衛大臣が機構理事長及び監事の任命の必要があると判断したときに委嘱する。
- 3 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 4 委員の任期は、防衛大臣が委嘱した日から候補者が機構理事長又は監事に任命される日までとする。

(運営)

第4 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、委員会の事務を総理し、候補者の評価の結果を防衛大臣に報告する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。
- 4 委員会は、委員全員が出席しなければ、委員会を開き、議決をすることができない。
- 5 委員会の議事は、原則として、全会一致をもって決し、可否同数のときは、委員長が決する。

(秘密を守る義務)

第5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第6 委員会の庶務は、地方協力局労務管理課において処理する。

(雑則)

第7 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年2月16日から施行する。